

新規化学物質製造・輸入届出書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環境大臣

氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名



住 所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条第1項の規定により、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第2条の規定に基づき次のとおり届け出ます。

1. 新規化学物質の名称
2. 新規化学物質の構造式又は示性式 (いずれも不明な場合はその製法の概略)
3. 新規化学物質の物理化学的性状及び成分組成
4. 新規化学物質の用途
5. 新規化学物質の製造又は輸入の開始後3年間における毎年の製造予定数量又は輸入予定数量
6. 新規化学物質を製造しようとする場合にあつてはその新規化学物質を製造する事業所名及びその所在地、新規化学物質を輸入しようとする場合にあつてはその新規化学物質が製造される国名又は地域名

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 新規化学物質の名称は、国際純正及び応用化学連合が制定した命名法 (IUPAC命名法) に準拠して記入すること。
3. 新規化学物質の構造式及び示性式が不明の場合は、製法の概略、物理化学的性状及び成分組成を詳細に記載すること。
4. 届出に係る新規化学物質が法第4条第1項各号のいずれに該当するかの判定に参考となるべき書類等を添付することができる。ただし、当該書類等は図表中の用語等軽微なものを除き日本語により記載されるものとする。
5. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第4条の2第1項の申出を行う場合には、様式第11「低生産量新規化学物質の審査の特例届出書」を添付すること。
6. 法人にあつては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
7. 氏名を記載し、押印をすることに代えて、署名することができる。

様式第1の2（第2条の2関係）

外国における製造者等の新規化学物質製造・輸出届出書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環境大臣

氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名

㊟

住 所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第7条第1項の規定により、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第2条の2の規定に基づき次のとおり届け出ます。

1. 新規化学物質の名称
2. 新規化学物質の構造式又は示性式（いずれも不明な場合はその製法の概略）
3. 新規化学物質の物理化学的性状及び成分組成
4. 新規化学物質の用途
5. 新規化学物質の本邦への輸出開始後3年間における毎年の輸出予定数量
6. 新規化学物質を製造しようとする場合にあつてはその新規化学物質を製造する事業所名及びその所在地、新規化学物質を輸出しようとする場合にあつてはその新規化学物質が製造される国名又は地域名

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 新規化学物質の名称は、国際純正及び応用化学連合が制定した命名法（IUPAC命名法）に準拠して記入すること。
3. 新規化学物質の構造式及び示性式が不明の場合は、製法の概略、物理化学的性状及び成分組成を詳細に記載すること。
4. 届出に係る新規化学物質が法第7条第2項において準用する法第4条第1項各号のいずれに該当するかの判定に参考となるべき書類等を添付することができる。ただし、当該書類等は図表中の用語等軽微なものを除き日本語により記載されるものとする。
5. 法人にあつては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
6. 氏名を記載し、押印をすることに代えて、署名することができる。

中間物としての新規化学物質製造（輸入）申出書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環 境 大 臣

氏名又は名称及び法人にあ
つては、その代表者の氏名



住 所

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第3条の規定により、次のとおり
申し出ます。

1. 新規化学物質の名称	
2. 新規化学物質の構造式又は示性式 (いずれも不明な場合はその製法の概略)	
3. 新規化学物質の物理化学的性状及び成分組 成	
4. 新規化学物質の年間の製造（輸入）予定数量	
5. 新規化学物質を製造しようとする場合に あつてはその新規化学物質を製造する事業所 名及びその所在地（新規化学物質を輸入し ようとする場合にあつてはその新規化学物 質が製造される国名又は地域名）	
6. 新規化学物質を中間物として使用すること が確実である者の氏名又は名称及び住所並 びに法人にあつてはその代表者の氏名	
7. 新規化学物質を使用する事業所名及び所在 地	
8. 新規化学物質の使用により製造される化学 物質の名称	
9. その他参考となるべき事項	

- 備考 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 中間物としての新規化学物質の年度ごとの製造（輸入）予定数量が1トンを超
える場合は、別紙として以下の(1)から(5)までに掲げる書類を、当該数量が1
トン以下の場合は、別紙として以下の(6)から(8)までに掲げる書類を、それぞ
れ添付すること。
- (1) 製造設備及び施設の状況を示す図面
 - (2) 製造時の取扱方法を説明した書面
 - (3) 製造に係る新規化学物質による環境の汚染を防止するための措置を説明
した書面
 - (4) 製造（輸入）しようとする事業者における化学物質の管理体制を説明した
書面
 - (5) 出荷形態及び出荷時における新規化学物質による環境の汚染を防止する
ための措置を説明した書面
 - (6) 申出をする年度の製造（輸入）予定数量が1トン以下であることを説明し
た書面
 - (7) 製造に係る新規化学物質及び出荷時における新規化学物質による環境の
汚染を防止するための措置並びに出荷形態の概要を記載した書面
 - (8) 製造（輸入）しようとする事業者における化学物質の管理体制の概要を記

載した書面

3. 数量の単位はk gとし、小数点第1位を四捨五入して記入すること。
4. 標題中の「製造」及び「輸入」のうち該当しない文字は、まつ消すること。
5. 法人にあつては、申出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
6. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
7. その他参考となるべき事項には、当該新規化学物質を用いて最終的に製造される物質の用途及び名称を可能な限り記載するものとする。

確 認 書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環 境 大 臣

氏名又は名称及び法人にあ
つては、その代表者の氏名



住所

新規化学物質である[申出物質名]が中間物として使用され、当該新規化学物質による環境の汚染を防止するための必要な措置が講じられることを別紙のとおり確認します。

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 数量の単位はk gとし、小数点第1位を四捨五入して記入すること。
3. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
4. 様式第2による申出に係る新規化学物質の年度ごとの製造（輸入）予定数量が1トンを超える場合は、別紙として以下の1から8までに掲げる事項を記載した書類を、当該数量が1トン以下の場合は、別紙として以下の1及び2及び7から10までに掲げる事項を記載した書類を、それぞれ添付すること。

別紙

1. 中間物として使用する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名、担当部署、担当者氏名及び連絡先
2. 使用に係る設備及び貯蔵の場所
3. 使用に係る設備及び施設の状況を示す図面
4. 1. の使用する者において新規化学物質が他の化学物質となるまでの経路及び新規化学物質の予測される環境への放出量
5. 取扱いにあたって新規化学物質による環境の汚染を防止するために講じられる措置
6. 1. の使用する者における化学物質の管理体制
7. 1. の使用する者における新規化学物質の年間の使用予定数量
8. 1. の使用する者が確認を受けたところに従って使用していることを確認するための製造（輸入）しようとする者における措置
9. 取扱いにあたって新規化学物質による環境の汚染を防止するために講じられる措置の概要
10. 1. の使用する者における化学物質の管理体制の概要

様式第4（第3条関係）

閉鎖系等用途としての新規化学物質製造（輸入）申出書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環 境 大 臣

氏名又は名称及び法人にあ
つては、その代表者の氏名



住 所

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第3条の規定により、次のとおり
申し出ます。

1. 新規化学物質の名称	
2. 新規化学物質の構造式又は示性式 (いずれも不明な場合はその製法の概略)	
3. 新規化学物質の物理化学的性状及び成分組 成	
4. 新規化学物質の年間の製造(輸入) 予定数量	
5. 新規化学物質を製造しようとする場合に あつてはその新規化学物質を製造する事業所 名及びその所在地(新規化学物質を輸入し ようとする場合にあつてはその新規化学物 質が製造される国名又は地域名)	
6. 新規化学物質を閉鎖系用途として使用す ることが確実である者の氏名又は名称及び住 所並びに法人にあつてはその代表者の氏名	
7. 新規化学物質を使用する事業所名及び所在 地	
8. 新規化学物質の用途	

- 備考 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 別紙として以下の書類を添付すること。
- (1) 製造設備及び施設の状況を示す図面
 - (2) 製造時の取扱方法を説明した書面
 - (3) 製造に係る新規化学物質による環境の汚染を防止するための措置を説明した書面
 - (4) 製造（輸入）しようとする者における化学物質の管理体制を説明した書面
 - (5) 出荷形態及び出荷時における新規化学物質による環境の汚染を防止するための措置を説明した書面
3. 数量の単位はk gとし、小数点第1位を四捨五入して記入すること。
4. 標題中の「製造」及び「輸入」のうち該当しない文字は、まつ消すること。
5. 法人にあつては、申出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
6. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

確 認 書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環 境 大 臣

氏名又は名称及び法人にあ
つては、その代表者の氏名



住所

新規化学物質である[申出物質名]が閉鎖系等用途として使用（施設又は設備の外へ排出されるおそれのない方法で使用）され、当該新規化学物質による環境の汚染を防止するための必要な措置が講じられることを別紙のとおり確認します。

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 数量の単位はk gとし、小数点第1位を四捨五入して記入すること。
3. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別紙

1. 閉鎖系等用途として使用する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名、担当部署、担当者氏名及び連絡先
2. 使用に係る設備及び貯蔵の場所
3. 使用に係る設備及び施設の状況を示す図面
4. 1. の使用する者において新規化学物質の用途及び使用方法並びに新規化学物質の予測される環境への放出量
5. 取扱いにあたって新規化学物質による環境の汚染を防止するために講じられる措置
6. 1. の使用する者における化学物質の管理体制
7. 1. の使用する者における新規化学物質の年間の使用予定数量
8. 1. の使用する者が確認を受けたところに従って使用していることを確認するための製造（輸入）しようとする者における措置を説明した書面

輸出専用品としての新規化学物質製造（輸入）申出書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環 境 大 臣

氏名又は名称及び法人にあ
つては、その代表者の氏名



住 所

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第3条の規定により、次のとおり
申し出ます。

1. 新規化学物質の名称	
2. 新規化学物質の構造式又は示性式 (いずれも不明な場合はその製法の概略)	
3. 新規化学物質の物理化学的性状及び成分組 成	
4. 新規化学物質の年間の製造（輸入）予定数量	
5. 新規化学物質を製造しようとする場合に あつてはその新規化学物質を製造する事業所 名及びその所在地（新規化学物質を輸入し ようとする場合にあつてはその新規化学物 質が製造される国名又は地域名）	
6. 新規化学物質を輸出しようとする国名又は 地域	
7. 新規化学物質を輸出することが確実である 者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあ つてはその代表者の氏名	
8. 6. の国又は地域において新規化学物質を 輸入することが確実である者の氏名又は名 称及び住所並びに法人にあつてはその代表 者の氏名	

備考 1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2. 輸出するための新規化学物質の年度ごとの製造（輸入）予定数量が1トンを超
える場合は、別紙として以下の(1)から(5)までに掲げる書類を、当該数量が1
トン以下の場合は、別紙として以下の(6)から(8)までに掲げる書類を、それぞ
れ添付すること。

(1) 製造設備及び施設の状況を示す図面

(2) 製造時の取扱方法を説明した書面

(3) 製造に係る新規化学物質による環境の汚染を防止するための措置を説明
した書面

(4) 製造（輸入）しようとする者における化学物質の管理体制を説明した書面

(5) 出荷形態及び出荷時における新規化学物質による環境の汚染を防止す
るための措置を説明した書面

(6) 申出をする年度の製造（輸入）予定数量が1トン以下であることを説明し
た書面

(7) 製造に係る新規化学物質及び出荷時における新規化学物質による環境の

汚染を防止するための措置並びに出荷形態の概要を記載した書面

(8) 製造（輸入）しようとする者における化学物質の管理体制の概要を記載した書面

3. 数量の単位はk gとし、小数点第1位を四捨五入して記入すること。
4. 標題中の「製造」及び「輸入」のうち該当しない文字は、まつ消すること。
5. 法人にあつては、申出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
6. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

確 認 書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環 境 大 臣

氏名又は名称及び法人にあ
つては、その代表者の氏名



住所

新規化学物質である[申出物質名]が輸出専用品であることを別紙のとおり確認します。

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 数量の単位はk gとし、小数点第1位を四捨五入して記入すること。
3. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
4. 様式第6による申出に係る新規化学物質の年度ごとの製造（輸入）予定数量が1トンを超える場合は、別紙として以下の1から5までに掲げる事項を記載した書類を、当該数量が1トン以下の場合は、別紙として以下の1から3まで及び5に掲げる事項を記載した書類を、それぞれ添付すること。

別紙

1. 新規化学物質を輸出することが確実である者（以下「輸出者」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名、担当部署、担当者氏名及び連絡先
2. 外国輸入者の名称、事業所名及び所在地
3. 輸出者における新規化学物質の年間の輸出予定数量
4. 輸出しようとする国又は地域における新規化学物質の審査の状況
5. 新規化学物質が確認を受けたところから従って輸出されていることを確認するための製造（輸入）しようとする者における措置

新規化学物質製造（輸入）報告書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環境大臣

氏名又は名称及び法人にあ
つては、その代表者の氏名



住 所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令 { 第3条第1項第1号
第3条第1項第2号
第3条第1項第3号 } に該

当する場合の新規化学物質の取扱いについて、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に
関する省令第3条の2の規定により、次のとおり報告します。

1. 新規化学物質の名称	
2. 確認を受けた年月日	
3. 製造（輸入）実績数量	
4. 新規化学物質の使用した者における使用実績数量（令第3条第1項第3号の場合にあつては、輸出先毎の輸出実績数量）	
5. 製造（輸入）、使用等の取扱いの過程において新規化学物質の施設外への排出又は移動がある場合には、その概況	
6. 確認を受けた内容について軽微な変更があつた場合には、その変更内容	

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 標題中の「製造」及び「輸入」のうち該当しない文字は、まつ消すること。
3. { } のうち該当しない文字は、まつ消すること。
4. 法人にあつては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
5. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第 10 (第 4 条の 2 関係)

法第 3 条第 1 項第 6 号に係る高分子化合物製造・輸入申出書

1. 新規化学物質の名称	
2. 新規化学物質の構造式 (不明の場合はその製法の概略)	
3. 新規化学物質の数平均分子量	
4. 新規化学物質の重量平均分子量	
5. 新規化学物質の単量体単位のモル比	
6. 新規化学物質の単量体単位の重量比	
7. 新規化学物質の外観	
8. 新規化学物質の用途	
9. 新規化学物質の純度及び不純物	
10. その他参考となるべき事項	

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2. 別紙として以下の書類を添付すること。
 - (1) 試験サンプルの純度、不純物及びその含有量
 - (2) 試験サンプルを構成する単量体の名称及び官報公示番号等、単量体単位のモル比及び重量比
 - (3) 物理化学的安定性試験結果、酸・アルカリ溶解性試験結果
 - (4) 水・有機溶媒溶解性試験結果
 - (5) 分子量分布、分子量 1,000 未満成分の含有量等
 - (6) 懸念官能基等の有無
3. 法人にあつては、申出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
4. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第 3 条第 1 項第 6 号の確認を受けたいので、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第 4 条の 2 の規定により、上記のとおり申し出ます。

年 月 日

氏名又は名称及び法人にあつては、
その代表者の氏名
住 所



厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環 境 大 臣

連絡担当者： 部署
氏名

住所 〒
電話 ()

低生産量新規化学物質の審査の特例申出書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環 境 大 臣

氏名又は名称及び法人にあ
つては、その代表者の氏名



住 所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第5条第1項の判定を受けたいので、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第4条の3の規定により、次のとおり申し出ます。

新規化学物質の名称

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 新規化学物質の名称は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条第1項の規定により届け出た新規化学物質の名称と同じ名称を記載すること。
3. 申出に係る新規化学物質が法第5条第1項各号のいずれに該当するかの判定に参考となるべき書類等を添付することができる。ただし、当該書類等は図表中の用語等軽微なものを除き日本語により記載されるものとする。
4. 法人にあつては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
5. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

低生産量新規化学物質継続審査申出書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環境大臣

氏名又は名称及び法人にあ
つては、その代表者の氏名



住 所

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第5条第7項の判定を受けたいので、新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第4条の5の規定により、次のとおり申し出ます。

新規化学物質の名称

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2. 新規化学物質の名称は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第3条第1項の規定により届け出た新規化学物質の名称と同じ名称を記載すること。
3. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第5条第7項の判定に必要な試験の試験成績を添付すること。ただし、当該試験成績は図表中の用語等軽微なものを除き日本語により記載されるものとする。
4. 法人にあつては、届出書の末尾に当該届出に係る担当部署、担当者氏名及び連絡先を記載すること。
5. 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第 1 4 [第 8 条]

電子情報処理組織使用開始申出書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環 境 大 臣

氏名又は名称及び法人にあつては、
その代表者の氏名 ㊟
住 所

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第 8 条第 1 項の規定に基づき、
次のとおり申し出ます。

申出者確認コード

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 「申出者確認コード」の欄には、暗証番号として用いる 7 桁のアラビア数字の組合せを記入すること。
 - 3 法人にあつては、申出書の末尾に、当該申出に係る連絡担当者について、以下の事項を記載すること。
 - (1) 部署名
 - (2) 氏名
 - (3) 郵便番号
 - (4) 住所
 - (5) 電話番号
 - (6) ファクシミリ番号
 - (7) 電子メールアドレス
 - 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第 15 [第 8 条]

電子情報処理組織使用変更届出書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環 境 大 臣

氏名又は名称及び法人にあ
つては、その代表者の氏名 (印)
住所

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第 8 条第 3 項の規定に基づき、
次のとおり届け出ます。

変更事項
変更前
変更後

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 2 「変更事項」の欄には、「届出者の氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名」又は「届出者の住所」を記載すること。
 - 3 法人にあつては、届出書の末尾に、当該届出に係る連絡担当者について、以下の事項を記載すること。
 - (1) 部署名
 - (2) 氏名
 - (3) 郵便番号
 - (4) 住所
 - (5) 電話番号
 - (6) ファクシミリ番号
 - (7) 電子メールアドレス
 - 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式第16〔第8条〕

電子情報処理組織使用廃止届出書

年 月 日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環境大臣

氏名又は名称及び法人にあ
つては、その代表者の氏名 (印)
住所

新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第8条第3項の規定に
基づき、次のとおり届け出ます。

- 1 届出者確認コード
- 2 届出者コード

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
 - 2 法人にあつては、届出書の末尾に、当該届出に係る連絡担当者について、
以下の事項を記載すること。
 - (1) 部署名
 - (2) 氏名
 - (3) 郵便番号
 - (4) 住所
 - (5) 電話番号
 - (6) ファクシミリ番号
 - (7) 電子メールアドレス
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。